

一般社団法人 岐阜県損害保険代理業協会

中 濃 支 部 規 約



平成 2 1 年 4 月 1 日

一般社団法人 岐阜県損害保険代理業協会 中濃支部

一般社団法人 岐阜県損害保険代理業協会中濃支部規約

(名称及び事務所)

第1条 この組織は、一般社団法人岐阜県損害保険代理業協会（以下県代協という）中濃支部（以下支部という）と称し、事務所を支部長宅に置く。

(目的及び組織)

第2条 1. 支部は、その官轄地域内に営業所または住所を有する、県代協正会員をもって組織する。
2. 支部は、地域に密着し、事業活動を推進すると共に、県代協の事業目的遂行のため最善の努力を行い、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(役員)

第3条 支部に次の役員を置く。
① 支部長 1名
② 副支部長 若干名
③ 会計 1名
④ 理事 若干名
⑤ 監査 1名

(役員を選任)

第4条 1. 理事は、支部総会において正会員の中から選任する。
2. 支部長、副支部長及び会計は、理事会において、理事の中から互選し、支部総会の承認を得るものとする。

(役員職務)

第5条 1. 支部長は、支部を代表して支部に関する会務を統括し県代協との連携にあたり、理事会の議長となる。
2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故ある時はその職務を代行する。
3. 会計は、支部の会計一般を処理し、これを支部総会に報告する。
4. 理事は、理事会を組織し、支部に関する会務を審議する。

(顧問及び相談役)

第6条 1. 支部に顧問または相談役若干名を置くことができる。
2. 顧問及び相談役は、理事会の推薦により支部長が委嘱する。

(役員任期)

第7条 1. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 補充により選任された役員任期は、前任者の残存期間とする。

(会議)

- 第8条 1. 支部は、支部総会、理事会及び例会をもって運営する。
2. 支部総会は県代協総会後速やかに開催し、理事会、例会は必要に応じ、支部長が召集する。

(総会の付議事項)

- 第9条 支部長は、次の事項を支部総会に付議する。
- ① 会務報告
 - ② 収支決算及び予算
 - ③ 規約の変更
 - ④ 役員の選任

(議決)

- 第10条 1. 支部総会、理事会における議決は、出席者（委任状を含む）の過半数の同意をもって決定し、賛否同数の場合は支部長の裁決による。
2. 例会は、会員相互の研鑽、討議、意見交流及び親睦の会合とし、必要に応じ理事会

(会計年度)

- 第11条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日をもって終わる。

(支部経費)

- 第12条 支部の経費は、県代協規定による経費及びその他の収入をもってあてる。

(雑則)

- 第13条 本規約に定めなき事項については、県代協の諸規則に準ずるものとする。

(付則)

1. 創立時における役員の任期は、昭和65年支部総会までとする。
2. 本規約は、昭和62年10月17日より実施する。
3. 平成2年6月9日に一部改定。
4. 平成11年6月19日一部改定。
5. 平成21年4月1日より一部改定。